

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第566号

2013年（平成25年）6月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

病院の防災、防火その他の安全管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2013年5月30日付けで諮問（第566号）された病院の防災、防火その他の安全管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2012年2月に発生した外来診察室内に保管していたデジタルカメラが紛失する事件を契機に外来待合室、救命救急センター入口付近に新たに防犯カメラを設置し、映像をハードディスクに保存することについて諮問し、併せて司法警察職員等からの録画画像の目的外提供の依頼について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）への諮問を経ずに目的外提供ができるよう、同年3月に諮問したが、4月12日付答申（第500号）で承認するとの答申がなされた。

今回の諮問は、このところ本院では病棟における盗難事件が頻発していることから、再犯を抑止し、万一再発した場合、早期解決に寄与するための防犯カメラ設置及び映像の録画について、諮問するものである。

盗難事件の概要は、本年5月2日に3件の盗難が発覚したものだが、東館9階、西館6・7階の病室で現金やカードなどがなくなっていたとのことで、いずれもセーフティボックスに入れていたが鍵をかけていない、若しくは、鍵を近くに置いていて被害にあったものである。

これを受けて翌日から警備業者の病棟巡回の回数を増やすとともに、貴重品はセーフティボックスに入れ、鍵をかけるよう入院中の患者に注意を促すなどの措置を行い、5月20日からは、総務課職員による病棟巡回を行い、再発防止を図ったところである。

しかしながら、5月24日、この巡回の合間を狙ったかのような時間帯に東館9階の病室で現金が盗まれる事件が発生したため、再発を防ぎ患者の財産と安全を守るための防犯カメラの設置について諮問するものである。

また、司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書（以下「捜査照会書」という。）により、防犯カメラによって撮影し、録画した映像の目的外提供の依頼が想定できるが、この際には藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条第4項により審議会への諮問事項となっている。

この件についても、昨年同様に、事件解決への迅速な対応のため、今後捜査照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合は、別に定める「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供できる包括的な取扱をさせていただきたく、併せて諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、不審者の侵入による窃盗、器物損壊及び放火などの犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難で

あることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの画像の保存の際の電磁的媒体としてはビデオテープもあるが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く画像の劣化等長期的な保存は困難である。一方、ハードディスクは、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易となります。このことから、防犯カメラの画像の保存については、ハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行うものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は西館警備室内に配置し、ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止します。また、操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理責任者以外には利用ができないよう利用者を制限する。

日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理することとする。

なお、設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。また、防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には、録画された画像は使用しない。

(4) 目的外に提供する必要性について

ア 個人情報の照会

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、正当な請求権を有する司法警察職員等によって行われるものであり、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は被害者を救済するものであり、市民生活を守る本市行政の役割でもある。

そのため、事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、当院施設内で発生した窃盗、器物損壊、放火の捜査のために、防犯カメラ画像データの目的外の提供については、別に定めるガイドラインに基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供できるという包括的な取扱をする必要がある。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る。）とする。また、

目的外提供については、ガイドラインに定める。

- (5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像であり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知は省略するものである。なお、防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨及び撮影されたカメラ画像を目的外に提供する旨の表示をし、周知を図る。

- (6) 実施時期（予定年月日）

2013年6月13日

- (7) 提出書類

- ア 個人情報取扱事務届出書
- イ システム機器一覧（別紙1）
- ウ システム系統図（別紙2）
- エ システム設置箇所（別紙3）
- オ 藤沢市民病院防犯カメラ運用基準（別紙4）
- カ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン（別紙5）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

- (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ収集の目的は、不審者の侵入による窃盗、器物損壊及び放火などの犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

- (2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、当院施設内で発生した窃盗、器物損壊、放火の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、当該事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、当該事件の捜査に係る防犯カメラ画像データの目的外提供については、当審議会に諮問の手続きを経ることなく、ガイドラインに基づき、管理責任者が必要性を審査し、相当と認める場合のみ、目的外提供ができるという包括的な取扱いをする必要があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

- (3) 個人情報 を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像であり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。

なお、防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨及び撮影されたカメラ画像を目的外に提供する旨の表示をし、周知を図ることである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像の保存にあたり、ハードディスクはビデオテープに比べ画像の蓄積容量も多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易であることから、ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策の措置を講じている。

- (ア) 録画機器は、西館警備室内に配置し、ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。
- (イ) 操作を行う際には、パスワードを設定し、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。
- (ウ) 日常的な管理としては、条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉及び防犯カメラ運用基準により、適正な管理を行うこととする。
- (エ) 設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きされるようになっている。また防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には、録画された画像を使用しない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上